

平成 17 (2005) 年度 施政方針

平成 17 年 2 月 17 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

【 目 次 】

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき」をめざして

1	平成17年度市政執行の基本姿勢	1
2	新たな時代における枠組み	4
(1)	新総合計画の策定と着実な推進	4
(2)	自治基本条例に基づく取組の推進	5
(3)	行財政改革の推進	6
3	平成17年度予算の編成	7
4	分野別の重点施策	10
	(安全で快適に暮らすまちづくり)	10
	(幸せな暮らしを共に支えるまちづくり)	12
	(人を育て心を育むまちづくり)	13
	(環境を守り自然と調和したまちづくり)	15
	(活力にあふれ躍動するまちづくり)	16
	(個性と魅力が輝くまちづくり)	18
	(参加と協働による市民自治のまちづくり)	19
	おわりに	20

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる

持続可能な市民都市かわさき」をめざして

1 平成17年度市政執行の基本姿勢

平成16年は、市制80周年を迎え、本市が新たな一步を踏み出す記念の年にふさわしく、川崎のもつポテンシャルの高さを内外に示す、明るい話題の多い年となりました。

本市は、かねてから先端技術産業の集積が進んでおりましたが、それをさらに加速させる出来事が続きました。臨海部におけるアジア起業家村構想の進展や、大手企業の相次ぐ新規計画など、研究開発拠点の形成が大きく進んだことは、産業構造の転換や経済活動のグローバル化の中で、本市のめざすべき方向性がより一層明確になったものといえると思います。

また、川崎駅西口や小杉駅周辺地区などの拠点整備が大きく進展し、広域的で個性と魅力にあふれる拠点の形成に向けた取組が本格化しており、都市機能のより一層の向上が期待できると考えております。

さらに、文化・芸術やスポーツの分野におきましても、「音楽のまち・かわさき」の取組や、川崎フロンターレのJ1昇格をはじめとした、本市をホームタウンとするトップチーム・トップアスリートの活躍などにより、新しい川崎のイメージが全国に発信されました。

こうした明るい話題を、市民の皆さんと力を合わせて、活気にあふれる川崎のまちづくりにつなげてまいりたいと思います。

一方で、国内外の情勢を振り返りますと、国際的には、混迷が続くイラク情勢をはじめ、世界情勢は不安定な状態が続いております。

また、国内の経済情勢につきましては、民間の設備投資が上向くなど明るい話題の一方で、先行きの懸念材料についての指摘もなされており、本市の財政状況につきましても、依然厳しい状況が続いているところでございます。

さらには、新潟県中越地震やスマトラ沖地震の発生など、天災の恐ろしさを痛感させる災害が相次いで発生し、危機管理や災害対策の重要性を改めて認識した年でもありました。

私が市長に就任して以来3年余が経過しましたが、この間、危機的な財政状況を一刻も早く克服し、持続可能な行財政基盤を確立することが、川崎の再生と市民生活の維持向上に向けて不可欠であるとの考えから、行財政改革を市政の最優先の課題として位置づけ、議員並びに市民の皆さんと情報を共有し、率直な議論を積み重ねながら、その推進に全力を挙げてまいりました。この間厳しい施策選択の連続でありましたが、皆様の御理解と御協力によりまして、一定の成果を挙げる事ができたと考えております。

まず、行政体制の再整備につきましては、目標の1,000人を上回る職員数の削減を果たしたほか、特殊勤務手当や退職手当の見直しをはじめとする人事給与制度の適正化、出資法人の統廃合の実施、病院事業への地方公営企業法の規定の全部適用など、内部改革の徹底に率先して取り組んでまいりました。

また、かわさき港コンテナターミナル株式会社の整理や土地開発公社の長期保有土地をはじめとする土地問題など、懸案であった課題の解決に取り組んでまいりましたが、特にマイコンシティ事業用地につきましては、従来の分譲方式から事業用借地方式に転換することにより、分譲済みの区

画を除く17区画のうち、13区画に事業者の進出が決定し、残りの4区画につきましても、平成17年度中には解決する見込みとなりました。

また、公共公益施設・都市基盤整備の見直しにつきましては、新規着工の公共施設の建設を原則として3年間凍結する一方で、長年の懸案でありました新川崎地区の整備につきましては、土地利用方針の決定により、新たなまちづくりへの道筋をつけるとともに、川崎縦貫高速鉄道線計画につきましても、コスト縮減策をはじめとして、さまざまな可能性を検討してまいりました。

また、市民サービスの再構築につきましては、市民生活におけるセーフティネットを充実させる一方で、高齢者に対する敬老特別乗車証交付事業の見直しや下水道使用料の改定、事業系ごみ処理手数料の控除制度の廃止など、市民の皆さんにとっては厳しい見直しにつきましても、受益にかかるとともに、社会的な公平性の観点とともに、持続可能な制度の構築を図るために、実行してきたところでございます。

また、低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行など、社会全般を通じた枠組みの大きな転換点にある現代におきましても、多様な市民ニーズに的確に対応し、さまざまな課題を解決しながら、川崎に暮らす人々が活力とうるおいのある生活を送ることができるまちへと発展させていくため、その基本的な指針として、昨年末、基本構想と自治基本条例を取りまとめ、議決をいただいたところでございます。

社会経済を取り巻く環境がいかに変わろうとも、川崎に暮らす全ての市民が、すこやかに安心して日々の暮らしを送り、幸せと生きがいを感じることでできる社会をつくりあげるといふ、行政に課せられた使命は不変であり、今年はその実現に向けた礎をしっかりと築くためのスタートの年にしたいと考えております。

新たな時代にふさわしい先駆的な取組を進め、魅力にあふれるまちをつくりあげ、次世代に引き継いでいくために、全力で市政運営にあたってまいります。

2 新たな時代における枠組み

(1) 新総合計画の策定と着実な推進

今後概ね10年間を取組期間とする基本構想におきましては、先人の英知と努力の積み重ねにより育てられてきた川崎を、そこに暮らす人々が活力とうるおいのある生活をおくることができるまちへとさらに発展させていくために、まちづくりの基本目標として「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざすことを掲げております。

市民本位の自治のまちづくりを基本に、川崎というまちが都市としての自立と持続可能性を確かなものにするとともに、自助・共助・公助のバランスのとれた地域社会の中で、川崎市民の誰もが生きがいと幸せを感じられるまちづくりを推進してまいります。

そして、こうしたまちづくりの基本目標を実現していくために、市民・地域・企業・行政の相互理解と信頼に基づく協働の取組と、広域的視点に立った近隣自治体等との適切な機能分担や補完に基づく協調の取組を進めてまいります。

また、我が国有数の産業集積や豊かな人材、首都圏に位置する地理的条件などの川崎の特徴や長所を十分に発揮しながら、持続型社会の実現に貢献する国際的に存在感のあるまちづくりを進め、市民の自立的な活動が持続的・安定的に行われることをめざしてまいります。

さらに、地域が主体となって地域の課題解決や身近なまちづくりを進め

ることを通じて、地域の魅力や個性を引き出すとともに、川崎を代表する魅力を大きく育てることにより、市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを進めてまいります。

社会環境の変化が速い中においても、川崎というまちの持続可能性を確かなものにするため、防災をはじめとした市民の暮らしの安全を守るための取組や、福祉や教育の向上など市民生活に直結する行政としての基本的な責務をしっかりと果たすとともに、全ての分野において、従来の考え方に固執することなく発想を転換し、取り入れるべき考え方は柔軟に取り入れていくことが重要であると考えております。

また、まちづくりの基本目標を実現するためには、実行性の担保された計画に基づく取組が不可欠であることから、施策の具体的な取組内容と成果目標を明示した3ヵ年の実行計画と、重点的・戦略的な取組により、総合計画の推進を先導していく重点戦略プランを年度末までにまとめ上げ、その着実な推進を図ることにより、川崎再生に向けた取組を進めてまいります。

(2) 自治基本条例に基づく取組の推進

政令指定都市として初めてとなる自治基本条例は、地域社会の課題を、市民が自ら主体的に解決していくという市民自治に基づく自治体運営を行うために、市民の信託に基づく市政運営のルールを定めるものであり、総合計画とともにこれからの川崎を牽引する車の両輪の役割を果たすものでございます。

この条例に基づき、市民自治の拡充を進めるために必要不可欠な情報提供や情報公開などの情報共有の原則や、参加の原則、協働の原則を、しっ

かりと川崎に根付かせるための取組を進めてまいります。

また、市民に身近な行政機関である区役所を単なる行政サービス提供の場としてだけでなく、地域課題を自ら発見し、解決することができるようにするとともに、地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としていくことが必要であると考えております。

さらに、条例に基づいて、住民投票制度の創設やパブリックコメント手続の構築に向けた検討を進めるなど、市民と行政の協働による多様性と選択性のある豊かな市民協働社会の実現と、市民自治の拡充に向けた取組を展開してまいります。

(3) 行財政改革の推進

行財政改革プランに基づく改革につきましては、数値目標を達成するなど、概ね順調に成果を挙げているところですが、依然として厳しい財政状況の中で、市民生活の安定と向上を図るために、新たなプランを新総合計画実行計画とあわせて策定し、引き続き行財政改革を進めてまいります。

まず、「行政体制の再整備」につきましては、今後も引き続き、民間活力の活用を原則とした公共サービス提供システムへの転換を進め、今後3年間で職員数をさらに約1,000人削減するとともに、新たな人事・給与制度の構築、出資法人改革などを着実に進め、効率的な行政体制の構築を推進してまいります。

次に、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」につきましては、民間活力との適切な連携を図るとともに、事業の重点化を図りながら、広域調和・地域連携型のまちづくりを基本に、都市基盤の整備を進めるとともに、「何を増やし、何をつくる」といった発想を転換し、既存施設の有効活用や施設・設備の長寿命化等を図りながら、市民ニーズに対応した機能の提供に

努めてまいります。

次に、「市民サービスの再構築」につきましては、社会環境の変化にあわせて、引き続き、効率的で効果的な市民サービス提供システムの構築を推進するとともに、市民生活を守る上で不可欠なサービスやセーフティネットを将来にわたって維持していくために、公平性の観点にたった受益と負担の適正化や施策の見直しを進める一方で、市民本位の迅速かつ利便性・快適性の高いサービスが提供できるよう、市民満足度の高い行政サービスや市民に身近な区役所等の窓口・相談体制の整備を進めてまいります。

3 平成17年度予算の編成

政府経済見通しによりますと、平成16年度のがわが国経済は、一部に弱い動きがみられるものの、民間需要中心の回復が続くと見込まれることなどにより、国内総生産の実質成長率は2.1%程度になるとされています。さらに、平成17年度においても、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資が増加することなどにより企業部門が引き続き改善し、それが雇用や所得環境にも波及して、消費が着実に増加するものと見込まれ、その結果、実質成長率は1.6%程度になると予測されております。

一方、本市におきましては、企業収益の増加に伴い法人市民税が16%を超える伸びとなるものの、平成17年度の市税全体としてみると、地価の下落などにより、ほぼ前年度並みの規模にとどまり、さらに「三位一体の改革」の影響を受けて、地方の財政規模が抑制され、これに伴い地方の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債が46億円の減となるなど、本市は依然として厳しい状況に置かれております。

こうした中、平成17年度の予算編成は、基本構想におけるまちづくりの基本目標の実現をめざし、新総合計画の初年度の予算にふさわしい内容

となるよう、7つの基本政策に沿ったメリハリのある予算配分を行いました。

特に、市民の関心が高く市民生活に直結する切実な課題や川崎再生に欠かすことのできない課題、相互信頼に基づくパートナーシップにより解決を図る課題、新たな手法や発想の転換により大きな成果・効果の達成をめざす課題などに重点的・戦略的に取り組むことにより、川崎の明るい未来像を市民の皆さんに具体的にお示ししてまいりたいと考えております。

そうした予算配分を象徴するものとしたしまして、

1つには、防災や危機に対する備えを着実にを行うための取組でございます。

過去の災害において、地域の力が、被害の軽減に重要な役割を果たしたという教訓を活かし、地域防災力の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな危機に対する備えをしっかりと整えてまいります。

また、自主防災組織や市民に対する啓発活動の強化をはじめ、中原消防署を民間との複合化施設として移転改築し、さらにこの民間施設を災害時には市民等の一時的な宿泊施設として活用するという、全国初となる新しい発想での取組を図ってまいります。さらに、建築物等の安全を確保するために、義務教育施設や橋りょう等の耐震化を推進するとともに、木造住宅の耐震診断の促進や耐震改修などを推進してまいります。

2つには、急速に進行する少子高齢化に対応した取組でございます。

まず、核家族化や価値観の多様化が進んでいる中におきまして、子育てを幅広く支援し、子育てしやすい環境を整えることや、高齢者の多様な居住環境を整備することは、大変重要であることから、民間活力の活用や複合化などさまざまな手法を取り入れながら、保育児童の受入枠の拡大を図

る保育所の整備や、要介護者の増加に対応した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウスなどの整備を進めてまいります。

3つには、川崎の潜在力を引き出し、都市活力を一層高めるための取組でございます。

川崎には、我が国有数の産業集積や豊かな人材、首都圏の中心にあるという地理的条件など数多くの特徴や長所がありますが、そうしたポテンシャルを十分に活かし、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

そのために、アジア起業家村構想の推進や基盤技術の高度化支援などの産業活性化策、「音楽のまち・かわさき」や「ホームタウンスポーツ」の推進、羽田空港の再拡張・国際化に対応した基盤づくり、さらに川崎駅周辺地区や小杉駅周辺地区などにおける広域拠点の形成などに積極的に取り組んでまいります。

4つには、区役所機能の強化に向けた取組でございます。

自治基本条例における取組の中核をなす区行政改革につきましては、分権時代における自治体運営の新たな姿をめざし、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのための第1歩といたしまして、区民の参加と協働による地域課題解決などについて審議を行う「区民会議」を全区で試行的に設置するとともに、予算科目に款「区役所費」を新設し、区の個性を活かした区政を推進するための魅力ある区づくり推進事業や道路の維持補修など地域交通環境の整備などを、区役所が主体的に行うことなどにより、「地域の課題を発見し、解決できる区役所づくり」を進めてまいります。

平成17年度一般会計の予算規模は、前年度に比べマイナス104億円、

2.0%の減と、昨年度に続き2年連続のマイナスとなっていますが、これは、歳入面では、市債の減によるもの、歳出面では、用地取得費の減や職員数の削減などに伴う職員給与費の減などによるものです。

一般会計	5,105億円余	(対前年度比 2.0%減)
特別会計(14会計)	5,138億円余	(対前年度比 7.0%増)
企業会計(6会計)	2,006億円余	(対前年度比 0.1%減)
合計	1兆2,250億円余	(対前年度比 1.9%増)

改革プランでお示した目標につきましては、「川崎再生ACTIONシステム」に基づく事務事業の総点検の結果を踏まえた、各局、各区の主体的な見直しなどにより、概ね達成することができたものと考えておりますが、その中で、特に、人件費の削減による財政的効果については、目標を上回ることができました。

しかしながら、市税収入が見込みを下回ったことなどにより、単年度としては、減債基金からの借入額を増額して対応せざるを得なかったところ です。

今後におきましても、民間活力を十分に活用しながら地域社会の発展に力を注ぐことにより、新総合計画を確実に実行できるような持続可能な財政構造の確立をめざしてまいりたいと考えております。

4 分野別の重点施策

(安全で快適に暮らすまちづくり)

市民の日々の生活は、個人の生命や財産などの安全が保障されることを

基礎に成り立っておりますが、近年そうした安全が脅かされるような出来事が増加していることから、市民の身近な暮らしの安全を確保するための取組を進めてまいります。

まず、救急体制を強化するために、生命にかかわる危険を持つ出産前後の母子を対象とした医療施設である総合周産期母子医療センターの整備を支援するとともに、引き続き救急救命士の養成を図ってまいります。

また、地域全体で地域の安全を守るために、警察や市民等との協働により、地域防犯施策の推進体制を構築し、地域防犯活動や防犯パトロールへの支援、的確な防犯情報の提供などを行ってまいります。

さらに、歩行時の危険防止などの観点から路上における喫煙を防止する条例の制定に取り組むほか、老朽水道管の更新をはじめとした、ライフラインの安定供給のための取組を進めてまいります。

次に、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じている中におきまして、より快適で暮らしやすい地域環境の創造をめざし、市民がいつまでも地域に住みつづけたいと思えるような環境づくりを進めてまいります。

まず、高齢者や障害者をはじめとして、全ての市民が住み慣れた地域において自立した日常生活を送ることができる、人にやさしいバリアフリーのまちづくりに向けて、交通バリアフリー法の重点整備地区である川崎駅及び溝口駅周辺において、点字ブロックをはじめとした交通安全施設の整備に着手するとともに、民営鉄道駅舎へのエレベーター等の設置促進やノンステップバスの市バスへの導入拡大と民営バスへの導入促進のための支援を行ってまいります。

また、交通安全確保と交通事故防止のために、「あんしん歩行エリア」に指定している8地区のうち、4地区において事業に着手し、市民との協働及び警察との連携により、交通安全対策を重点的に実施してまいります。

さらに、放置自転車の解消を図るために、駐輪場の新增設及び改修や自転車放置禁止区域の指定箇所拡大のほか、地域性を反映したさまざまな取組を、地域との協働により進めてまいります。

また、市民の提案や自主的な活動を活かすまちづくりを進めるために、都市計画マスタープランの全体構想と全区の区別構想の策定に向けた取組を進めてまいります。

(幸せな暮らしを共に支えるまちづくり)

市民が自立した生活を送ることを可能とするために、自助・共助・公助のバランスを保ちながら、地域社会の中での支えあいを基本とする、持続型の地域福祉社会の構築に取り組んでまいります。

まず、地域で共に支えあう福祉を推進するために、各区保健福祉センターの相談支援機能を充実するとともに、福祉サービスの質の向上と利用者の選択性を確保するために、第三者による評価を本格化いたします。

また、高齢者福祉施策につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、介護保険制度の適正な運営を図るとともに、要介護状態になることを未然に防止するために、介護予防サービス提供のための拠点を整備するほか、高齢者パワーリハビリテーション推進事業を拡大してまいります。

次に、障害者福祉施策につきましては、地域における生活を支援するために、グループホーム事業を拡大するとともに、日常生活への支援などを目的とするヘルパー派遣の充実に取り組むなど、障害者支援費制度への着実な対応を図ってまいります。

また、新たに、民間の力を活かして、宮前区及び幸区で知的障害者援護施設の整備に着手するとともに、都市型の重症心身障害児施設を開設し、

入所機能に加え、在宅支援機能の充実を図ってまいります。

さらに、障害者地域作業所の運営支援を行うとともに、小規模通所授産施設型地域生活支援センターを設置し、障害者の相談支援を充実してまいります。

また、障害者自立支援給付法の施行に向け、身体、知的、精神障害の種別にかかわらず、共通したしくみによりサービスを利用できるようにするための準備を着実に行ってまいります。

さらに、地域での確かな医療を供給するために、来年2月の開設に向け、多摩病院の整備を着実にを行うとともに、市立病院へのMR装置等の高度医療機器の整備や地域における医療供給体制の確保などを進めることにより、良質で適切な医療を効果的に提供できる環境を整えてまいります。

(人を育て心を育むまちづくり)

未来を担う子どもたちがたくましく生きる力を身につけ、すこやかに成長する姿を市民が実感できるような地域社会の構築に取り組んでまいります。

まず、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる環境をつくるために、出産後のベビーシッター派遣に対する支援や、子育て世代の保護者等を対象とした交流事業を行うとともに、民間認可保育所における延長保育事業を拡充するなど、保育内容の充実を図ってまいります。

また、子どもの育成環境を守るために、児童虐待防止センターを24時間365日体制に強化するとともに、母子家庭の母に対する就業・自立支援を目的に、母子福祉センター内に母子家庭等就業・自立支援センターを併設してまいります。

次に、子どもが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力からなる「生きる力」を身につけるために、少人数指導等の推進や学校二学期制の試行、NPOと協力した教育活動サポート事業の実施、特別支援教育の円滑な導入に向けた体制整備などを行ってまいります。

また、スクールカウンセラーの配置を全中学校に拡大することにより、教育相談機能を充実させるとともに、小中学校の連携による実践研究をはじめとする不登校対策の推進や、読書活動を通じて子どもの豊かな感性を磨く「読書のまち・かわさき」事業を推進してまいります。

教育環境の整備につきましては、改築予定校4校のうち、橘中学校について工事に着手し、東門前小学校については実施設計を行うとともに、小学校、中学校各1校については、改築複合化調査・基本構想の策定を行います。また、過大規模校及び小規模校の適正規模化に取り組んでまいります。

さらに、特色ある学校づくりの推進に向け、学校評価システムの構築に取り組むとともに、学校経営の改善が自主的・自律的に推進されるよう、学校経営を支援するための取組を進めてまいります。

次に、市民が生涯を通じていきいきと学び、活動することを支援し、多様な市民の経験や能力が地域の中で活かされるような環境づくりを進めてまいります。

まず、学校施設を市民の生涯学習、市民活動の場とするために、校庭や体育館及び学校図書館などの特別教室の有効活用を促進するとともに、市民主体による学校施設の有効活用を進めてまいります。

また、スポーツを通じた地域交流を広げるために、総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、多摩スポーツセンターの整備に向け、基本構想の策定に取り組んでまいります。

さらに、シニア世代が経験・知識・能力を十分に活かして、地域社会の

課題解決や地域での支えあいのしくみを構築するための支援を行ってまいります。

(環境を守り自然と調和したまちづくり)

快適な市民生活を守るための地域の環境対策に取り組むとともに、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築をめざした取組を推進してまいります。

まず、環境配慮型社会の形成に向け、環境にやさしい建築物の普及促進に向けた、建築物に係る環境配慮制度の構築に取り組むとともに、国連環境計画（UNEP）との連携を強化してまいります。

また、ごみをつくらない社会の実現に向け、生ごみの減量化・リサイクルを推進するためのモデル事業を実施するとともに、事業系ごみの減量化に向けた取組を引き続き行ってまいります。

さらに、首都圏の八都県市の連携に基づくディーゼル車対策を引き続き実施するとともに、廃棄物対策を推進するために、リサイクルパークあさおの整備に向けた取組や、浮島2期廃棄物埋立護岸の整備を行ってまいります。

次に、市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承していくために、適切な保全と育成を図るとともに、市民が憩い、親しむことができる緑環境の創出に取り組んでまいります。

まず、社会的情勢の変化に適切に対応するため、緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」の改定に取り組んでまいります。

また、公園緑地の整備や用地取得を着実に進めるほか、向ヶ丘遊園跡地につきましては、民間事業者と連携し、貴重な緑の保全と活用に向けた検

討を進めてまいります。

さらに、富士見公園の整備につきましては、公園ホームレス対策型シェルター整備事業と連動して、市民参加のワークショップ方式により、基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、市民に最も身近な存在である街区公園を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、管理運営を地域住民と協働で行うための取組を進めてまいります。

さらに、黒川地区の農地や里山を保全・活用するために、大学や地元農業者、市民、消費者の連携による農業公園づくり事業を推進してまいります。

(活力にあふれ躍動するまちづくり)

環境と産業が調和した持続可能な社会をめざし、川崎の特徴や長所を活かし、活力ある産業集積の形成や臨海部の再生、さらには環境や福祉をはじめとした新産業の創造・育成など、国際競争力の強化と国際社会への貢献に向けた取組を推進します。

まず、川崎臨海部の産業再生、都市再生、環境再生をめざす国際環境特別区構想の推進に向けて、高度な技術を有する企業の集積や首都圏における先端的な研究開発拠点の形成と、ものづくり機能の高度化を促進し、併せて環境技術を活かした国際貢献とともにアジア各国の起業家の誘致を図るアジア起業家村構想や資源循環型社会の形成をめざすエコタウン構想の推進などにより、活力ある産業集積の形成を図ってまいります。

また、アジアサイエンスパーク協会大会が本市で開催されることを機に、アジア諸国との企業・人材の交流を促進し、戦略的な産業立地の誘導につなげてまいります。

さらに、市民の暮らしの質の向上をもたらす新たな産業の創出・育成に向け、ユニバーサルデザインによる製品づくりの理念の普及・啓発に努めるとともに、産学公連携により、川崎発の福祉製品創出に取り組むなど、福祉・生活文化産業の創出・育成に向けた取組を進めてまいります。

また、中小企業への支援策といたしまして、産学連携等による基盤技術の高度化支援の枠組み構築や技術開発支援を進めるとともに、コミュニティビジネスの担い手である、NPO法人への円滑な融資を促進するための支援を行ってまいります。

さらに、まちづくりと連動した商業の振興を図るために、拠点商業賑わい事業などを通じて、コミュニティの核として商店街を振興していくための取組を行ってまいります。

また、都市農業の振興に向けて、農業経営の基盤づくりを進めるとともに、地産地消のしくみの確立に向けた取組を推進してまいります。

次に、広域調和・地域連携型のまちづくりを基本に、民間活力との連携を図りながら、都市拠点や基幹的な交通網の整備を進めてまいります。

まず、羽田空港の再拡張・国際化に伴う神奈川口構想の実現に向け、国や関係自治体と十分な連携を図りながら、羽田連絡道路や関連する道路ネットワークに関する調査を進めてまいります。

また、羽田空港の再拡張につきましては、本市経済の活性化に大きく寄与することが期待できることから、国の羽田空港再拡張事業に要する経費の一部について無利子貸し付けを行ってまいります。

さらに、川崎駅周辺の整備につきましては、本市の広域的な都市拠点地区として都市機能の再編整備に向け、川崎駅周辺総合整備計画の策定を行ってまいります。

また、川崎駅西口地区におきましては、再開発事業の進捗と連携を図り

ながら、都心地区にふさわしい良好な市街地形成を図るために、駅前広場や道路などの整備を行ってまいります。

小杉駅周辺地区におきましては、JR横須賀線武蔵小杉新駅の設置に向け、概略設計や関連用地取得を行うとともに、南口地区で開始される再開発事業に対する支援を行ってまいります。

新川崎地区におきましては、都市計画に基づく民間開発の誘導を図るとともに、交通広場や道路などの整備により、新たなまちづくりに着手してまいります。

登戸地区につきましては、登戸土地区画整理事業を着実に進めるとともに、登戸駅の駅舎改良などの整備を進めてまいります。

また、京急大師線連続立体交差事業につきましては、東門前駅から小島新田駅間において産業道路等との立体交差化工事に着手いたします。

さらに、川崎縦貫道路の建設を引き続き促進してまいります。

また、川崎縦貫高速鉄道線の整備につきましては、事業再評価の結果を踏まえた対応をしてまいります。

さらに、本市の将来像などを踏まえ、都市計画道路網の見直しにつきまして、調査検討を行ってまいります。

(個性と魅力が輝くまちづくり)

地域の歴史や文化に根ざした川崎の特徴や長所を大切にするとともに、新たな魅力を創造し、それらが融合しながら変貌を遂げつつある川崎の姿を広く内外に発信し、都市イメージの向上を図るとともに、市民が自ら暮らすまちに愛着と誇りを持てるようなまちづくりを進めてまいります。

まず、「音楽のまち・かわさき」の推進に向け、中核施設であるミュージアム川崎シンフォニーホールにおいて、良質な音楽芸術を鑑賞する機会を提

供するとともに、子どもの音楽活動の推進を図るなど、多彩な取組を行ってまいります。

また、地域資源の発掘など川崎の潜在的な力を掘り起こし、市民との連携により都市の魅力づくりに取り組むとともに、市内外に情報発信を行い、市のイメージアップを図るシティセールスを推進してまいります。

さらに、川崎フロンターレとの連携による取組をはじめとして、ホームタウンスポーツの振興を図り、スポーツを通じて地域の魅力を高めてまいります。

また、川崎駅西口堀川町地区に、事業者との連携により、市民利用施設として多目的な小ホールの整備に取り組むとともに、麻生区におきましては、芸術のまち構想の活動拠点となるアートセンターの整備を行ってまいります。

さらに、本市のかけがえのない自然の恵みである多摩川を、改めて「市民共通の貴重な財産」として位置づけ、市民の皆さんの身近な憩いの場として活用できるよう、多摩川に関する総合的な計画の策定に取り組んでまいります。

また、地域の個性を活かした魅力ある観光の振興に向け、川崎らしい視点に基づく産業観光の振興をはじめとした民間主導の取組など、観光振興プランに基づく新たな観光施策を推進してまいります。

(参加と協働による市民自治のまちづくり)

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、新たな自治のしくみをつくり、市民本位の行政運営を推進するとともに、地域課題の解決や新たな公共サービス提供のための環境を整備し、市民の参加と協働によるまちづくりを推進してまいります。

まず、地球環境配慮、消費者対応などの企業の社会的責任や社会貢献の視点に立った市内の事業活動における取組の促進や自治体自らの取組について研究し、先導的な施策展開を図るCSR推進事業に取り組んでまいります。

また、暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民と行政が協働するための基準づくりに着手するとともに、公益的な活動を行う市民活動団体に対する支援を充実させてまいります。

さらに、市民満足度の高い行政サービスを提供するために、戸籍の電算化を推進するとともに、電子申請システムをはじめとする電子行政サービスの充実を図ってまいります。

また、現在複数の部署でまたがって対応している問い合わせ、相談受付業務を、一元的に対応するために、コンタクトセンターを設置してまいります。

おわりに

以上、平成17年度に実施する施策の基本的な考え方について申し上げました。

私はこれまで、御意見、御要望を真摯に受け止めながら、行財政改革の断行をはじめとして、様々な施策・事業を進めてまいりました。

今後とも、市民の皆さんとの率直な議論を積み重ねながら、まちづくりの基本目標の実現に向け、力を注いでまいりますので、議員各位をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。